

令和 8 年度「うまいに、まっすぐ。新潟県」ブランドイメージ構築事業
「新潟産えだまめ P R 業務委託」仕様書

令和 8 年 2 月 20 日
新潟県農林水産部食品・流通課

1 目的

県推進ブランド品目である「新潟産えだまめ」のブランド化を推進するため、首都圏在住者や来県する観光客へ、キャッチコピー「えだまめ県、新潟。」や「新潟えだまめ盛」をフックとして、パブリシティの獲得による認知度の向上や喫食経験の増加により、「えだまめといえは新潟」というイメージを形成する。

2 内容

(1) 首都圏在住者への P R

- ア 首都圏在住者は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の一都三県に在住し、食に関心の高い消費者層を想定すること。
- イ 委託上限額 10,000,000 円（消費税、地方消費税込み）のうち、(1)の取組に 6,000,000 円を上限として配分すること。
- ウ 以下の P R の方向性に準ずる斬新な企画を自由提案すること。
 - ・ 首都圏在住者に対する新潟産えだまめの認知度向上を促す。
 - ・ 首都圏在住者に対する新潟産えだまめの喫食機会を創出する。
 - ・ SNS 等のデジタル媒体の活用を通じて新潟産えだまめに関する情報の拡散を促す。

(2) 観光客への P R

- ア 観光客は、首都圏在住者をメインターゲットとした中で、他の都道府県から来県する観光客・出張客・帰省客を想定すること。
- イ 委託上限額 10,000,000 円（消費税、地方消費税込み）のうち、(2)の取組に 4,000,000 円を上限として配分すること。
- ウ 以下の P R の方向性に準ずる斬新な企画を自由提案すること。
 - ・ 県内で開催されるイベントと連携し、観光客に対する新潟産えだまめの認知度向上を促す。
 - ・ 宿泊施設や飲食店と連携し、観光客に対する新潟産えだまめの喫食機会を創出する。
 - ・ 駅、空港、旅客船ターミナル、サービスエリア等の観光客が多く集まる場所で新潟産えだまめに関するお土産の購買等を促進する。

(3) その他

- ア (1)、(2)の取組では、本県がえだまめの一産地であることを P R する「えだまめ県、新潟。」のキャッチコピーやロゴマークを活用した取組とすること。
※参照：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/syokuhin/0801edamameken-logo.html>
- イ (1)、(2)の取組では、新潟県民がえだまめをザル盛り・大盛りで食べる文化「新潟えだまめ盛」のキャッチコピーやキービジュアルを活用した取組とすること
※参照 URL：<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/syokuhin/niigataedamamemori.html>

- ウ (1)、(2)の取組では、新潟産えだまめの特長である多種多様な品種が長期間切れ目なく出荷される「品種リレー」を訴求する内容を盛り込むこと。
- エ 取組の告知・実況・事後報告等は、県が別途用意する SNS アカウントを管理・運用し、情報発信すること。
- オ PRの期間は、令和8年6月から8月を想定すること。
- カ 広告を利用する場合は、想定する媒体、予算、単価、回数を示すこと。

3 委託業務の内容

(1) 業務計画の策定

上記2を踏まえた上で、具体的な業務計画を作成すること。

(2) 業務の実施

上記(1)の業務計画に基づき、業務を実施すること。なお、業務の進捗状況については、新潟県農林水産部食品・流通課に定期的に報告を行うとともに、業務の終了後、実績報告書を提出すること。

4 委託期間

契約締結日から令和8年10月31日までとする。

5 委託費用

委託上限額は10,000,000円(消費税、地方消費税込み)とし、委託事業の実施に必要な費用を全て含むものとする。

6 成果品

事業終了後、実施結果を踏まえた実績報告書等を速やかに提出すること。

報告書の作成に当たっては、情報拡散に係る各種データを明らかにし、事業効果を測定すること。

7 その他

仕様書に定めのない事項については、新潟県農林水産部食品・流通課と協議の上、決定する。